

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年3月31日）及び資格取得日（22年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を21年3月は120円、同年4月から22年5月までは330円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から22年6月1日まで

私は、昭和20年12月1日にA社に入社して以降、合併後のB社を8年10月31日に退職するまで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンラインの記録によると、A社において昭和20年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年3月31日に資格を喪失後、22年6月1日に同社において再度資格を取得しており、21年3月から22年5月までの被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人から提出された人事辞令により、申立人が昭和20年12月1日に「C（職種）」としてA社D工場勤務を命じられた後、23年5月21日に同社E営業所係長を命じられていることが確認できることから、申立人が同社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ仕事に従事し、申立人が同社D工場に継続して勤務していたと証言している複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人及び元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 21 年 3 月は 120 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 330 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 21 年 3 月から 22 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月4日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（後のB社、現在は、C社）D支店における資格取得日に係る記録を同年9月4日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を390円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年12月21日から25年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社E支店における資格取得日に係る記録を24年12月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月4日から同年11月1日まで
② 昭和24年12月21日から25年1月1日まで

私は、昭和18年9月16日にA事業所本店に入社し、その後50年5月23日にB社を退社するまで、同社の本支店間を転勤するだけで別会社には勤務していないのに、社会保険事務所（当時）の記録によると、21年9月4日から同年11月1日までの2か月と、24年12月21日から25年1月1日までの1か月が未加入となっているが、それぞれ転勤したころの期間であり、厚生年金保険の被保険者資格は継続しているはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社が発行した平成22年10月25日付けの申立人の入退社に係る証明書及びF厚生年金基金が発行した申立人に係る退職所得申告書（控）から判断すると、申立人は、A事業所に継続して

勤務し（同事業所G支店から同事業所D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の供述から、昭和21年9月4日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所D支店における昭和21年11月の社会保険事務所の記録から、390円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録、C社が発行した平成22年10月25日付けの申立人の入退社に係る証明書及びF厚生年金基金が発行した申立人に係る退職所得申告書（控）から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（同社D支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述から、昭和24年12月21日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社E支店における昭和25年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の書類は保存しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月30日まで
私は、申立期間においてA社にB（部門）担当の取締役として勤務した。この間の年金記録では、標準報酬月額が9万8,000円と低くなっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、平成9年12月5日付けで、7年11月1日から申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年11月30日まで^{さかのぼ}って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所は平成9年12月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の経理担当の元役員は、「社会保険料に滞納があった。保険料の分納の話も社会保険事務所と行った。」「全喪したとき、社会保険事務担当社員から社会保険事務所に提出するとのことで、白紙の届出に押印を求められた。」と供述している。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、複数の元役員及び元従業員は、「申立人はB（部門）を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行うべき合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

私は、大学卒業後、昭和63年3月15日から平成8年3月31日まで1日の空白期間も無く、A社に勤務していた。社会保険事務所（当時）の被保険者記録照会回答票によると、昭和63年6月30日に国民年金の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失しているが、A社からB社に向かった際の事務手続の間違いではないかと思う。A社の労務関係を扱うC社の事務担当からも事務手続の間違いの可能性が大きいと言われたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和63年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年5月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日

を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和59年11月21日、資格喪失日は、60年4月21日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月21日から60年4月21日まで
私は、B公共職業安定所から紹介を受け、申立期間においてC事業所でD(作業)担当として朝8時から夕方5時ごろまで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、当該事業所での申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらないが、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票が存在し、当該原票の記録では、申立人は昭和59年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、資格喪失日欄には、「60.4.21」の日付印が二重線で消され「59.11.21」の日付印が押されており、厚生年金保険進達記録欄に、「取得取消」と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和59年11月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降に被保険者資格を取得することは考え難いため、当該資格取得の取消処理がさかのぼって行われたと考えられるが、当該取消処理前の資格取得日から判断すると、59年11月15日以降においても、当該事業所が適用事業所としての要件を満

たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が当該取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の元同僚は、「昭和 61 年 3 月ごろまで勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたはずだが、会社の業績が悪く社会保険料を納付していなかったらしいとの話を聞いた。」と供述している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が 11 名確認でき、そのうち 3 名は被保険者資格の喪失記録が 60 年 3 月 21 日付けで 59 年 11 月 15 日にさかのぼって訂正され、かつ、申立人と共に A 社の一部門である C 事業所に勤務したと思われる 12 名のうちの 1 名は、申立人と同様に、A 社における被保険者原票に明記されている資格喪失日が「60. 3. 21」から「59. 11. 21」に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 59 年 11 月 21 日の資格取得取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 11 月 21 日、資格喪失日は取消前の記録どおり、60 年 4 月 21 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における資格訂正記録前の昭和 59 年 11 月の社会保険事務所の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年4月1日から同年7月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年7月31日から8年3月28日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年3月28日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、7年7月から同年9月までは19万円、同年10月から8年2月までは18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年4月1日まで

私は、平成7年3月1日にB社にC（職種）の正社員として入社し、9年6月15日に退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険の加入については、グループ会社であるA社で加入する説明を受け、厚生年金保険料が毎月給与から控除されていた。しかしながら、厚生年金保険の加入記録が平成7年7月から8年3月まで欠落しており、納得できないので調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

また、当該期間における標準報酬月額が、当時の標準報酬月額から低い金額に引き下げられているので、併せて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成7年4月1日から8年3月28日までの期間については、オンライン記録において、A社は当初同年1月31日で厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その後、適用事業所でなくなった日が同年3月28日に訂正され、同日において申立人に係る7年4月から同年6月までの標準報酬月額の記録が19万円から11万円に

遡^{そきゅう}及して訂正されている上、同年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する旨の処理が行われていることが確認できる。

また、元同僚は「申立人の業務は、一般事務及びC（職種）であった。」と供述していることから、社会保険事務は担当していなかったものと推認できることから、申立人は当該標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間のいずれにおいても標準報酬月額及び資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は当該喪失処理が行われた平成8年3月28日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、7年4月から同年9月までは19万円、同年10月から8年2月までは18万円とすることが必要である。

2 一方、申立期間のうち、平成8年3月28日から同年4月1日までの期間については、A社は、オンライン記録において同年3月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、B社は平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、当該期間は適用事業所になる前の期間である。

さらに、商業登記簿により、両社の事業主は同一人物であることが確認できるところ、当該事業主は所在不明のため連絡が取れず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2830

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和36年11月1日から平成8年9月30日まで途中転勤はあったもののA社に継続して勤務していた。このうち昭和45年6月1日から46年4月1日までは同社B支店に勤務し、同支店管内の仕事に従事した。しかしながら、この期間のうち申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事台帳、申立人から提出された昭和46年3月の給料明細書及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C支店に在籍し同社B支店に勤務、同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時同社B支店に勤務していた同僚は、「人事異動については、異動元の支店には本社の人事担当から必ず事前に相談があり、申立人の昭和46年4月の異動先について相談があったことを覚えている。結果的に申立人はD支店に異動となった。」と供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月の給料明細書により、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年から 25 年まで

私は、昭和 22 年から 25 年まで A 区（現在は、B 区）C の D 社（現在は、E 社が承継）に勤務していたが、この期間の厚生年金保険が未加入となっているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 社から提出されたメモ（入社年月日と退社の月日が記載）及び申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の氏名が D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E 社は、「厚生年金保険の被保険者資格届及び資格喪失届は、昭和 24 年 5 月ごろ以降のものが保管されているが、その中に申立人の届出書類は見当たらない。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた当時の同僚は、所在が確認できない上、上記被保険者名簿に記載されている被保険者は 1,000 人以上であることから、申立人が氏名を挙げた元同僚を特定することは困難である。

さらに、D 社に係る上記被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、当該事業所が申立期間当時、駐留軍施設として使用されていた経緯があることから、防衛省 F 防衛局に照会したが、同局が保管する D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は無い。

加えて、E 社は、「申立期間当時の書類、賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 23 日から同年 10 月 13 日まで

私は、A学校に通学していたときに、学校からの紹介でB社（現在は、C社）に勤務していた。学校からの紹介で一緒に同期入社した元同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私に加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校からの紹介でB社と一緒に入社した元同僚二人の氏名を記憶しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該元同僚二人の氏名が確認できる上、C社から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、「申立人と同期入社の元同僚二人の厚生年金保険の被保険者資格取得手続は、昭和 31 年 11 月 1 日に行った。」と供述しているところ、当該事業所において元同僚二人は厚生年金保険被保険者番号払出簿により、申立期間後の昭和 31 年 11 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該元同僚二人の資格取得日は、当初昭和 31 年 11 月 1 日と記録されていたところ、32 年 2 月 26 日付けで 31 年 5 月 23 日に訂正処理されていることが確認できるが、当該事業所は、申立人と同期入社の元同僚二人の厚生年金保険の加入手続を行った時点で既に退職していた申立人については、加入手続の対象としなかったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 15 日から 42 年 12 月 21 日まで
私は、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を支給されている記録となっているが、退職後脱退手当金を送金された覚えも無く、手渡しされた覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理として、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされているところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年2月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2834 (事案 515 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月 4 日から同年 11 月 9 日まで
② 昭和 30 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 3 月 26 日から 35 年 9 月 16 日まで
④ 昭和 36 年 4 月 26 日から 38 年 9 月 26 日まで

私は、前回の申立てにおいて脱退手当金を受給していないものと認め
ることはできないとされたが、納得できない。とにかく、私は脱退手当
金をもらっていないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金については、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、再調査した親族及び元同僚からも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる証言は得られない。

また、申立人は、脱退手当金の支給対象期間に係る最終事業所であるA社の経理担当者に対して健康保険証を返還した際、一緒に提出した印鑑は返されていないと述べているところ、申立人が提出したとする担当者の氏名は姓のみの記憶であり、特定が困難であることから、申立期間に同社に

在籍した当該姓の者に対して、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調査を行ったものの、所在不明や病気療養中などのため当時の状況を確認することができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 10 日から 34 年 11 月 21 日まで
私が昭和 26 年 4 月 10 日から 34 年 11 月 21 日まで勤務した A 県 B 郡 C 町所在の D 社 E 工場 (F 社が承継) における厚生年金保険の加入記録について、35 年 2 月 17 日に脱退手当金が支給されたことになっているとのことであるが、私は、同社の退職と同時に G (施設) に入所し、社会との交流はなく、金銭の必要もなかった。受給した覚えが無いので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金を請求した覚えは全く無い。D 社 E 工場の退職直後、G (施設) に入所し世俗との交流を絶ったため受給することができなかった。また、同施設を退所した昭和 47 年 12 月以後、当時生存していた母から、同事業所等から脱退手当金が送付されてきたということを聞いたことが無い。」と主張している。

しかしながら、F 社は、「申立期間当時、E 工場が退職予定者に対し、脱退手当金に関する説明を行っていたか、代理請求を行っていたか等については不明である。」と回答しているが、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前後 2 年間に当該事業所において資格を喪失し、資格喪失時に脱退手当金受給要件を満たしていた 66 名全員が各々の資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金を支給されている上、そのうちの 1 名は、「会社から脱退手当金の請求に必要な書類を受け取ったことを覚えている。」と供述している。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 2

月 17 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から21年10月1日まで
私は、昭和20年10月にA事業所に入社して21年9月末まで勤務していたと記憶しているが、私の厚生年金保険の加入記録では同年10月1日からになっており、記録が1年違うのではないかと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年10月から21年9月末日までA事業所に勤務し、当該期間において厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録がある複数の元同僚に照会し、5人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当該事業所の事業主は所在が不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の払出日は昭和21年10月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から 47 年 4 月まで

私は、昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月まで A 区 B 所在の C (ビル) 内に在った「D 事業所」、同年 4 月から 46 年 3 月まで E 区 F 所在の G (ビル) 内に在った「H 事業所」、同年 4 月から 47 年 4 月まで E 区 I 所在の J (ビル) 内に在った「K 事業所」において、それぞれ L (職種) として勤務したが、その間、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、管轄保健所が発行した営業台帳(写)及び申立人の供述により、それぞれの申立期間に係る事業所名称は、「D 事業所」が M 社、「H 事業所」が N 社、「K 事業所」が O 社と確認できる上、M 社に係る記録と推認される申立人の雇用保険の加入記録及び申立期間①から③までに係る勤務についての申立人の具体的な供述により、申立期間①から③までにおいて、申立人が主張する事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法人事業所で常時 5 人以上の従業員を使用する非適用業種が強制適用となったのは、昭和 61 年 4 月 1 日以降であり、申立期間に係る各事業所は、非適用業種であることから、申立期間において厚生年金保険法上、強制適用事業所ではなかったと認められるところ、オンライン記録によると、申立期間に係る各事業所は、M 社が平成 10 年 3 月 1 日、O 社が 9 年 10 月 1 日に強制適用事業所となり、N 社が昭和 52 年 7 月 20 日に任意適用事業所となっていることが確認でき、いずれも申立期間にお

いて、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、M社及びN社の元事業主は、各申立期間において厚生年金保険に加入しておらず、両名は既に亡くなっているため当時の状況を確認することができない上、O社の元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険は任意加入であったため加入していなかった。平成9年10月に加入した理由は、加入しなければならないと言われたからである。」と供述している。

さらに、申立人が「H事業所」における元上司として挙げた者は、「昭和44年から平成5年7月までH事業所にL（職種）部門の長として勤務した。昭和52年7月20日にN社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する前は、国民年金保険料を納付していた。」と供述している。

加えて、申立人は、「D事業所」及び「K事業所」における元同僚等の姓のみを記憶しているため、元同僚を特定することができず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない上、申立人の各申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2838

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 2 日から 46 年 2 月 28 日まで
私は、A社に勤務した期間について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を受け取っていると通知が届いたが、私は脱退手当金を受け取っておらず、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 46 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 4 月から 17 年 5 月まで
② 昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月まで

私は、昭和 15 年 4 月に A 社に入社し、17 年 6 月に合併により B 社に社名は変わったが、20 年 8 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 15 年 4 月に A 社に入社し、同社が合併した 17 年 5 月まで勤務していた。」と主張しているところ、申立期間①は、労働者年金保険法が施行される 17 年 6 月以前の期間であることから、労働者年金保険の被保険者となることができない。

申立期間②について、申立人は、「昭和 17 年 6 月に、合併により A 社から B 社へ社名は変更されたが、同社に 20 年 8 月まで勤務していた。」と主張しているところ、申立期間②のうち 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法に規定する被保険者は、工場、炭鉱等で働く男性の筋肉労働者のみが対象であるところ、申立人は、「B 社において C（作業）を担当し、事務系の社員であった。」と供述しており、筋肉労働者ではなかったものと考えられることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 31 日までの期間については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の資料は保管されていないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認すること

はできない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた元同僚の厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿の当該期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①及び②における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2840（事案 1015 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 21 日から同年 8 月 13 日まで

私は、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 46 年 8 月 13 日となっているが、実際は、前職の会社を退社直後の同年 2 月 21 日に入社し、翌月以降毎月 25 日に給与の支給を受けていた。申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できないので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社から提出された昭和 46 年 3 月 11 日付け社内報の申立人に係る人事発令欄において「46. 3. 5 入社」と記載されていることから、申立人が同年 3 月 5 日からA社に勤務していたことは確認できるものの、当該社内報において、申立人と同様に同年 3 月に入社し、C課に配属された2名の元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも入社日から数か月後である同年 5 月 21 日及び同年 8 月 16 日であることが確認でき、このことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す新たな資料の提出は無く、申立人は前回と同様に、「昭和 46 年 2 月 21 日からA社に勤務し、同年 3 月から毎月 25 日に給与を受け取っていた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所から提出された社内報において、申立人と同時期に入社した元同僚の昭和 46 年 4 月 21 日付けの人事発令欄に「試用期

間中」と記載されていることが確認でき、ほかの社内報においても採用者については「試用期間中」との記載が散見される上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、社内報（46 年中分）に記載された新入社員の 26 名のうち、24 名が採用と同時に厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、当該事業所では試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていることが推認できる。

また、社内報には「新入社員（試用期間）の者で本採用にする場合、所属長からの上申にもとづき決裁する。上申基準は、業務実績、3 か月以上にて成績良い場合 その他 無事故により勤務成績良い場合」と記載されており、試用期間中の者を本採用とする場合の条件を定めていたことが確認でき、これらを踏まえると、試用期間中の者は上記基準に規定される要件を満たした上、所属長の上申に基づく社内決裁を経て本採用となることから、入社から本採用となるまでの期間及び本採用となる時期については、従業員ごとに異なっていたものと推認される。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年ごろから49年ごろまで
② 昭和52年から55年ごろまで

私は、A（職種）として、昭和47年ごろから49年ごろまでB（地名）にあったC社に勤務した。その後に、52年から55年ごろまではD区EにあったF社にG（職種）として勤務したが、それぞれの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B（地名）に所在するC社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間①当時、H区Bに所在したとする「C社」又は当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「D区Eに所在するF社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間②当時、D区Eに所在する「F社」又は、当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、F社の承継会社であるI社の事業主に照会を行ったが、回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を記憶している元同僚2名は既に死亡しているため、同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2842 (事案 462 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から同年8月まで

私は、申立期間当時、A社B本社に在籍しており、同社C支店に長期出張していたので勤務は同社C支店であったが、厚生年金保険は同社B本社において加入していたはずである。申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和28年1月から同年8月まではA社B本社に、同年9月からは同社C支店に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、i) 申立人と一緒に同社C支店に配属されたとしている元同僚も、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に、同社C支店の新規適用年月日である同年9月1日となっていること、ii) 申立人は、同社C支店に転勤した当時の従業員は二人であった旨を供述しており、同社C支店は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったものと推認されることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社C支店へは転勤したのではなく、同社B本社在籍のまま同社C支店に出張勤務していた。」と主張しているところ、元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社C支店に出張勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B本社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、所在地を管轄する法務局においても、閉鎖から20年以上前の商業登記簿は保存しておらず、役員等の所在が不明であることから、申

立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B本社に勤務していた元同僚は申立人の勤務実態については不明と供述している上、当該元同僚も申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A社B本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者であった元同僚のうち、所在の判明した3名に対し、申立人の勤務実態等について照会したが、回答を得ることはできず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 20 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 15 年 3 月に尋常高等小学校を卒業後、A 郡 B 村（当時）の C 社（現在は、D 社）に入社し、同社付属の青年学校に通学しながら勤務していた。

勤務期間のうち、昭和 17 年 6 月から 20 年 6 月までの期間は給与から年金保険料を控除されていたはずである。当時の写真及び青年学校の卒業証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された E 青年学校の卒業証書及び同社において元同僚と撮影した写真により、申立期間当時、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間においては、F（地名）において適用される法律が定められていたところ、労働者年金保険法及び厚生年金保険法を F（地名）に適用する法律及び勅令は発せられていないことから、F（地名）に所在する事業所については、労働者年金保険法及び厚生年金保険の適用はなかったものと認められる。

また、事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた 6 名及び氏名の一部を記憶している 5 名については、全員の所在が判明しないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 58 年 11 月まで

私は、昭和 53 年 7 月から 58 年 11 月までの期間、A 事業所（現在は、B 社）に勤務していた。当初、当該事業所は、個人経営であったが、その後法人化したことを記憶している。申立期間は、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 53 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、58 年 11 月 30 日に離職していることから、当該期間について、B 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は昭和 60 年 4 月 3 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっていることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は、「申立期間は、厚生年金保険の適用事業所になる以前のことなので、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述している上、申立人が氏名を挙げた当時の同僚は、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことについて「B 社が、厚生年金保険に加入したのは、昭和 60 年 4 月である。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。